

○文部科学省令第二十七号
証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行に伴い、及び日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第三十九条第一号の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年九月二十八日
文部科学大臣 渡海紀三朗

日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
第二十三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、同項第七号中「第二号から第五号まで」を「第一号から第四号まで」に改め、同項を同項第六号とする。
第二十六条中「第二十三条第二項第二号」を「第二十三条第二項第一号」に改める。

この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。
附則
○経済産業省令第六十四号
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、特許法施行規則及び特許協力条約に基づき国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年九月二十八日
経済産業大臣 甘利 明

特許法施行規則及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（特許法施行規則の一部改正）
第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。
第十一条の四の次に次の一条を加える。
（特許法第十九条の経済産業省令で定める信書便の役割）
第十一条の四の二 特許法第十九条の経済産業省令で定める信書便の役割は、信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するものとする。

この省令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

第十六条に次の一項を加える。
4 特許法第九十条において読み替えて準用する民事訴訟法第七十九条第一項の規定及び特許法第九十二条第二項の規定により経済産業省令で定める信書便の役割は、信書便物の引受け及び配達記録の記録をするものとする。
（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）
第二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
第七十四条の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条第一項中「書留郵便」の下に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下、信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下、信書便」という。）の役割であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録をするもの」を加え、「郵便」を「郵便又は信書便」に、「航空郵便扱い」を「航空扱い」と改め、「郵便」に改め、同条第三項中「郵便」の下に「又は信書便」を加える。
第七十五条の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条第一項中「郵便物」の下に「又は信書便物」を加える。
第七十六条の見出し中「郵便業務」を「郵便業務等」に改め、同条第一項中「郵便」を「郵便又は信書便」に改め、「郵便業務」の下に「又は信書便業務」を加え、同条第三項中「郵便業務」の下に「又は信書便業務」を加え、「郵便」を「郵便又は信書便」に改める。
附則中第二条及び第三条を削り、附則に次の一条を加える。
（令附則第三条第二項の経済産業省令で定める信書便の役割）
第二条 令附則第三条第二項の経済産業省令で定める信書便の役割は、信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するものとする。
附則
この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

この省令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

○環境省令第二十五号
郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二一号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十九条第六項第二号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年九月二十八日
環境大臣 鴨下 一郎

絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令
絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。
第三十条第一号ト中「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和二十四年法律第二百三十三号）第七条第一項）を、郵便局株式会社の営業所（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百三十三号）第八条第一項）に、委託事務」を「再委託業務」に改める。
附則
この省令は、郵政民営化法の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。
○環境省令第二十六号
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、及び環境省の所管する関係法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年九月二十八日
環境大臣 鴨下 一郎

この省令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令
環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の項の次に次のように加える。
公害健康被害の補償 第十九条
等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府・通商産業省令第四号）
別表第一の環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）の項中「第十四条」を「第二十七条」に改める。
附則
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。
（公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部改正）
第二条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府・通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。
第十九条の二を削る。

この省令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

○金融庁告示第九号
社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項第四号（同令第十二条において準用する場合を含む。）の規定による会社を次のように指定する。
平成十九年九月二十八日
金融庁長官 佐藤 隆文
法務大臣 鳩山 邦夫
登録機関の名称 株式会社三井住友
債 券 の 名 称 銀行
社 又 エ 工 塩 浜 開 発 特 定 目 的 会 社 第 一 回 特 定 社 債 （ 適 格 機 関 投 資 家 限 定 ）

この告示は、平成十九年九月二十八日から施行する。